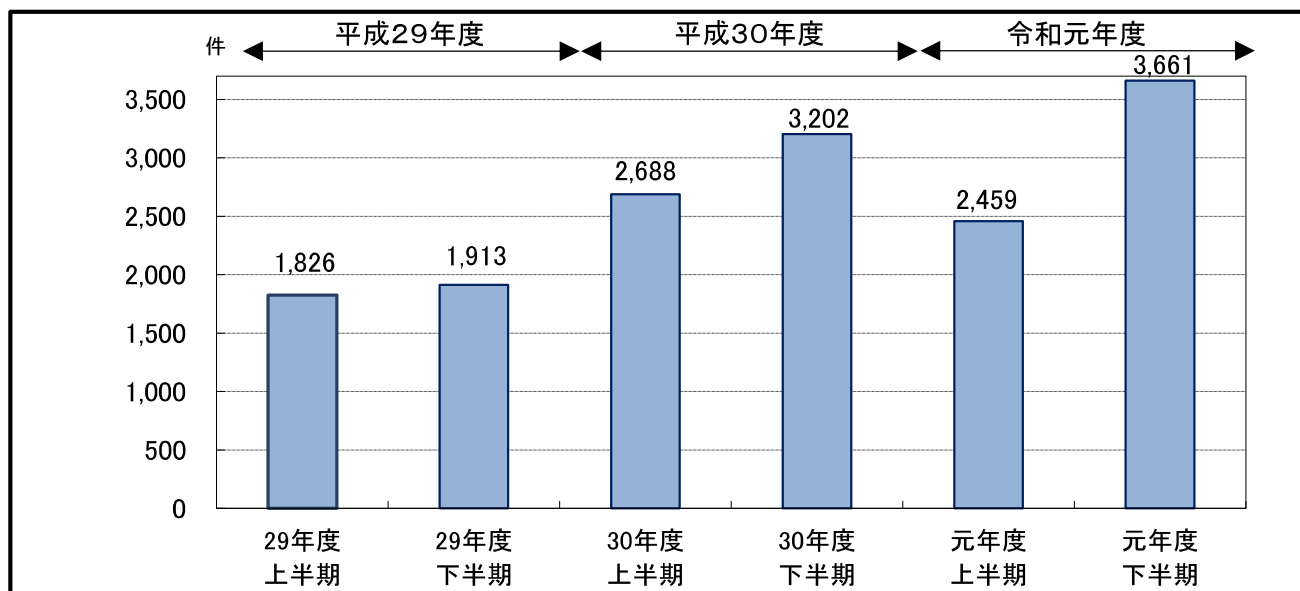


都民の声(教育・文化)について[令和元年度下半期(10月～3月)]

1 都民の声

(1) 受付件数の推移



上半期：4月～9月
下半期：10月～3月

(2) 性質別 件数内訳

	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
苦情	1,293	1,338	2,631	1,670	1,769	3,439	1,872	2,211	4,083
(割合)	70.8%	69.9%	70.4%	62.1%	55.2%	58.4%	76.1%	60.4%	66.7%
要望	233	270	503	423	283	706	183	962	1,145
(割合)	12.8%	14.1%	13.5%	15.7%	8.9%	12.0%	7.5%	26.3%	18.7%
提言	44	36	80	55	54	109	39	51	90
(割合)	2.4%	1.9%	2.1%	2.1%	1.7%	1.8%	1.6%	1.4%	1.5%
意見	256	269	525	540	1,096	1,636	365	437	802
(割合)	14.0%	14.1%	14.0%	20.1%	34.2%	27.8%	14.8%	11.9%	13.1%
計	1,826	1,913	3,739	2,688	3,202	5,890	2,459	3,661	6,120

令和元年度下半期の性質別件数では、「苦情」が最多で、2,211件(60.4%)である。

2番目は「要望」が962件(26.3%)、3番目は「意見」が283件(11.9%)である。

(3) 分野別 件数内訳

	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
教職員	452	486	938	553	872	1,425	514	561	1,075
(割合)	24.8%	25.4%	25.1%	20.6%	27.2%	24.2%	20.9%	15.3%	17.6%
生徒指導	382	483	865	818	1,225	2,043	1,018	671	1,689
(割合)	20.9%	25.2%	23.1%	30.4%	38.3%	34.7%	41.4%	18.3%	27.6%
学校運営	207	301	508	600	511	1,111	361	408	769
(割合)	11.3%	15.7%	13.6%	22.3%	16.0%	18.9%	14.7%	11.2%	12.6%
教育施設	16	9	25	14	4	18	3	4	7
(割合)	0.9%	0.5%	0.6%	0.5%	0.1%	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%
社会教育	167	183	350	185	174	359	179	146	325
(割合)	9.1%	9.6%	9.4%	6.9%	5.4%	6.1%	7.3%	4.0%	5.3%
健康管理	24	21	45	65	35	100	40	1,507	1,547
(割合)	1.3%	1.1%	1.2%	2.4%	1.1%	1.7%	1.6%	41.2%	25.3%
福利厚生	1	1	2	2	0	2	1	0	1
(割合)	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	577	429	1,006	451	381	832	343	364	707
(割合)	31.6%	22.4%	26.9%	16.8%	11.9%	14.1%	14.0%	9.9%	11.5%
計	1,826	1,913	3,739	2,688	3,202	5,890	2,459	3,661	6,120

令和元年度下半期の分野別件数では、「健康管理」に関するものが最多で1,507件(41.2%)、主なものは、「児童・生徒の健康・保健に関するもの」(1,494件)である。

2番目は「生徒指導」に関するものが671件(18.3%)、主なものは、「児童・生徒の非行・公共マナー等に関するもの」(247件)、「生活指導等に関するもの(生活指導・行事・部活動等)」(200件)である。

3番目は「教職員」に関するものが561件(15.3%)、主なものは、「教職員の服務、接遇等に関するもの」(338件)、「教職員による児童・生徒への体罰、不適切な指導等(体罰、暴言、セクハラ等)」に関するもの(150件)である。

○ 多数を占めたテーマ・特徴的なテーマの件数及び内容

テーマの概要	件数	内容	対応
<p>健康管理に関するもの 〔分野：健康管理〕</p>	<p>1,507件</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症拡大防止等について)</p>	<p>都教育委員会では、都内の感染者の爆発的な増加が発生しかねない厳しい状況であることを踏まえ、幼児・児童・生徒の健康を第一に考え、都立学校について、5月6日まで臨時休業にすることをいたしました(その後、5月31日まで臨時休業を延長)。</p> <p>また、区市町村教育委員会に対し、都立学校の取組を参考として、引き続き、感染拡大防止の取組への協力を依頼しました。</p>
		<p>終息までは長期戦になることが十分予想されます。子供たちの学力を低下させないためにも、オンライン授業などの導入を早期にお願いします。</p>	<p>都教育委員会では、休業が長期化していることに伴い、ICTを活用したオンライン教育に係る取組を早急に進めています。</p> <p>令和2年度補正予算等において、学校と児童・生徒がインターネットを通じて課題の配信や提出が可能となる学習支援クラウドサービスなどの導入を図るとともに、都立学校長及び区市町村教育委員会宛てに、オンライン学習の推進に係る取組を早急に進めるよう、周知しました。</p>

		<p>休校中にもかかわらず、高校生等が渋谷や荻窪で遊んでいます。カフェに複数人集まったりしています。実態を把握して、しっかり指導してください。</p>	<p>各都立学校では、児童・生徒に対し、感染症拡大防止のための臨時休業であるという趣旨を理解させ、人の集まる場所等への外出を避けるなどの指導を行っており、今後も引き続き指導してまいります。</p>
<p>学校の管理・運営、都立学校入学者選抜に関するもの 〔分野：学校運営〕</p>	408件	<p>都立学校に隣接するところに住んでいる者です。自宅前の学校の中庭について、草が1メートル以上の丈で放置されていたり、マットレスのようなゴミも捨てられたままとなっています。</p> <p>以前、指摘したときには、当該校の職員が謝罪をしてくれて改善されましたが、再び同じような状況が続いています。</p> <p>安全面にとっても不安を感じながら生活しています。再度、現状の把握と早急の対応をお願いします。</p>	<p>今回御指摘のあった場所は、長い間、草刈りを行っておらず、マットレスについては廃棄予定のものを放置している状況でした。</p> <p>当該校の校長及び経営企画室長は、申出者へ速やかに謝罪した上で草刈りを行うとともに、マットレスをごみ置き場へ移動しました。</p>
<p>教職員のサービス、接遇等に関するもの 〔分野：教職員〕</p>	338件	<p>都立学校の教員が、勤務時間中と思われる時間に、学校敷地外の特定の場所等で喫煙しています。</p>	<p>当該校の校長が、本件について確認したところ、御指摘いただいた行為を行っている教職員の特定には至りませんでした。</p> <p>当該校の校長及び副校長は、教職員に対し、御指摘の内容を職員会議等で周知し、勤務時間中に職場を離れ不適切な行為をしないよう指導するとともに、御指摘の時間・場所を定期的に巡回するなど、教職員のサービスの厳正に徹底してまいります。</p>

<p>児童・生徒の非行・公共マナー等に関するもの 〔分野：生徒指導〕</p>	<p>247件</p>	<p>毎朝、自転車に乗った高校生2人が下り坂の道路から路地に入るところを、ものすごい速度で曲がってくるので、とても危険です。小学生も通る道で、先日も間一髪でぶつからなかったから良かったものの、あの速度で衝突すると大きな事故が起きるかもしれません。制服と通学時間帯から都立高校生の可能性があります。何か対策をしてください。</p>	<p>御指摘の内容から可能性のある都立学校は複数ありますが、各校とも日頃から登校時のマナーを指導しており、事実の特定もできませんでしたが、御指摘を受け、直ちに現場付近で教員による登校指導や、ホームルームにおいて各担任から自転車通学のマナー向上について文書で注意喚起を行いました。今後も、現場付近を巡回するなど、指導をより徹底してまいります。</p>
--	-------------	--	--

2 請願

(1) 分野別 件数内訳

	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
教職員	1	1	2	1	3	4	1	9	10
(割合)	12.5%	33.3%	18.2%	14.3%	50.0%	30.8%	12.5%	64.3%	45.5%
生徒指導	4	0	4	4	2	6	5	4	9
(割合)	50.0%	0.0%	36.4%	57.1%	33.3%	46.1%	62.5%	28.6%	40.9%
学校運営	2	0	2	1	0	1	2	0	2
(割合)	25.0%	0.0%	18.2%	14.3%	0.0%	7.7%	25.0%	0.0%	9.1%
教育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
社会教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
健康管理	0	0	0	0	0	0	0	1	1
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%	4.5%
福利厚生	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	1	2	3	1	1	2	0	0	0
(割合)	12.5%	66.7%	27.3%	14.3%	16.7%	15.4%	0.0%	0.0%	0.0%
計	8	3	11	7	6	13	8	14	22

令和元年度下半期の分野別件数では、「教職員」に関するものが9件、「生徒指導」に関するものが4件、「健康管理」が1件である。

(請願) 分野別の事例

分 野	概 要
教職員	<p>①【国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分等について】 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都教育委員会が2003年10月23日に発出したいわゆる「10.23通達」を撤回すること。 ・同通達に基づく一切の懲戒処分・厳重注意等を取り消すこと。 ・最高裁判決、東京高裁判決、東京地裁判決で「違法」とされた減給・停職処分を行った責任を取り、原告らに謝罪すること。また再処分を撤回すること。 ・同通達に基づく校長の職務命令を発出しないこと。また、新たな懲戒処分を行わないこと。 ・同通達に係わり懲戒処分を受けた教職員に対する「服務事故再発防止研修」を行わないこと。 ・同通達に係わり懲戒処分を受けた教職員の再雇用、非常勤教員等の合格取消、採用拒否等を撤回すること。 ・卒・入学式等での「君が代」斉唱時に生徒に起立を強制し、内心の自由を侵害する「3.13通達」(2006年)を撤回すること。 ・教育委員会において本請願書及び関係資料を配付し、慎重に審議して、回答すること。 <p>《請願者への通知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに出示された裁判所の判断において、都教育委員会が平成15年10月23日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」は、旧教育基本法第10条第1項にいう「不当な支配」には該当しないとされています。よって、本通達を撤回する考えはありません。 ・卒業式等における職務命令違反を理由とした懲戒処分の取消しや撤回は、考えておりません。 ・厳重注意の取消しは、考えておりません。 ・判決が確定した事案については、当該各事案に係る判決の内容に応じて、必要な対応を行っています。謝罪する考えはありません。また、懲戒処分の取消しや撤回は、考えておりません。

- ・平成 23 年 5 月 30 日、最高裁判所は、都教育委員会が平成 15 年 10 月 23 日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」に基づく職務命令は、思想及び良心の自由を侵すものではなく、憲法 19 条に違反するものではないと判断しました。その後も最高裁判所においては同様の判断が繰り返されており、平成 28 年 7 月 12 日の判決も同様の判断でした。
このように、最高裁判所の判決においては、学習指導要領に基づき自校の入学式、卒業式等を適正に実施するため、校長が職務命令を発出することは何ら問題がないとされています。
- ・卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。
- ・懲戒処分の原因となった服務事故の再発を防止するため、関係規定に基づき、懲戒処分を受けた者に対し、服務事故再発防止研修を実施します。
- ・選考結果を撤回する考えはありません。
- ・平成 18 年 3 月 13 日付「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導について（通達）」は、平成 15 年 10 月 23 日付「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」及び平成 16 年 3 月 11 日付「入学式・卒業式の適正な実施について（通知）」の趣旨を、なお一層徹底するとともに、校長が自らの権限と責任において、学習指導要領に基づき適正に児童・生徒を指導することを、教職員に徹底するよう通達したものです。本通達を撤回する考えはありません。
- ・既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません。

3 陳情等(団体要請)

(1) 分野別 件数内訳

	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
教職員	19	18	37	5	21	26	6	30	36
(割合)	32.8%	45.0%	37.8%	9.6%	33.3%	22.6%	15.0%	42.3%	32.4%
生徒指導	5	1	6	20	8	28	6	11	17
(割合)	8.6%	2.5%	6.1%	38.5%	12.7%	24.3%	15.0%	15.5%	15.3%
学校運営	32	19	51	26	33	59	26	22	48
(割合)	55.2%	47.5%	52.1%	50.0%	52.4%	51.3%	65.0%	31.0%	43.3%
教育施設	1	1	2	1	0	1	0	0	0
(割合)	1.7%	2.5%	2.0%	1.9%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%
社会教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
健康管理	0	0	0	0	0	0	2	6	8
(割合)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	8.4%	7.2%
福利厚生	1	0	1	0	0	0	0	0	0
(割合)	1.7%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	0	1	1	0	1	1	0	2	2
(割合)	0.0%	2.5%	1.0%	0.0%	1.6%	0.9%	0.0%	2.8%	1.8%
計	58	40	98	52	63	115	40	71	111

令和元年度下半期の分野別件数では、「教職員」に関するものが30件(42.3%)が最も多く、そのうち「国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分について」が14件である。

2番目は「学校運営」に関するものが22件(31.0%)であり、そのうち「学校教育の充実について」が11件である。

(陳情等) 分野別の事例

分 野	概 要
教職員	<p>①【国旗掲揚・国歌斉唱と教員の処分等について】 14件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都教育委員会が2003年10月23日に発出したいわゆる「10・23通達」を撤回すること。 ・同通達に基づく一切の懲戒処分・厳重注意等を取り消すこと。 ・卒・入学式等での「君が代」斉唱時に生徒の起立を強制し、内心の自由を侵害する「3・13通達」(2006年)を撤回すること。卒業式、入学式で生徒に内心の自由を告知するなどの各学校の創意工夫に介入しないこと。 ・「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」(平成24年1月24日)の都教委の「議決」を撤回すること。 ・2019年3月28日の最高裁決定により減給処分が取り消された特別支援学校教員に対する再処分をしないこと。また、これまでの全ての再処分を撤回すること。 ・処分取消が確定した一審原告らに直ちに謝罪し、二度と「違法な」処分をすることがないように再発防止策を明らかにすること。 ・処分を取り消された原告らの名誉回復・権利回復のために、都教委ホームページ等での懲戒処分の公表と同じ方法で処分が取り消された事実を公表すること。 ・10・23通達に基づく職務命令違反を理由とする再任用の更新延長拒否を行わないこと。 ・ILO・ユネスコ合同委員会の勧告(2019年3月)に従い、「教員組織」や該当者との「対話の機会」を持つこと。

<p>学校運営</p>	<p>②【学校教育の充実について】 11件</p> <p>○障害者教育の充実を求める要望 7件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアが必要な児童・生徒一人一人に適した学習環境を提供できるように教育現場や登下校時にも安全な医療的ケアを保障できる教育現場での常勤看護職を配置されたい。 ・特別支援学校の過大過密、教室不足が解消されていません。「特別支援学校施設整備指針」や「特別支援学校施設整備標準」では、何年も続いている差別的な状況が解消されないままです。国に設置基準策定するよう、都が強く働きかけてください。 ・個々のニーズに応じた教育が必要とされるなか、重度・重複学級での指導が望ましい児童・生徒の実態に応じた重度・重複学級を設置してください。 ・障害の多様化に伴う教員の専門性の向上と実態に見合った教職員配置定数の改善、早期教育及びICT教材・機器のさらなる充実 ・知的障害特別支援学校における適切な教員の配置と都による加配、PC・タブレット端末の増設 ・病院や施設に入院・入所している児童・生徒のための施設内学級や、病気で通学が困難な児童・生徒のための家庭・施設の訪問教育について、学籍を移動することなく、教育の場を保障してください。 ・特別支援教育において、難病や慢性疾患の児童・生徒も特別な支援を必要とする児童・生徒の対象になることを周知し、必要に応じて「個別の教育支援計画」を作成・活用して適切な指導・支援を実施してください。
-------------	---

4 公益通報制度

(1) 窓口別 受理件数内訳

分類	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計	上半期	下半期	計
教育庁等窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
弁護士窓口	10	15	25	18	11	29	13	17	30
計	10	15	25	18	11	29	13	17	30

(2) 弁護士窓口受理分に係る処理状況

<平成29年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	4	10	11	25
計	4	10	11	25

<平成30年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	10	7	12	29
計	10	7	12	29

<令和元年度受理分>

区分	調査終了した案件		調査中の案件	計
	是正措置を行う必要があるもの	法令等違反に当たらないもの		
都の事務・事業に関すること	0	0	0	0
職員の服務等に関すること	0	7	23	30
計	0	7	23	30